

国民スポーツ大会「ふるさと選手制度」の手続き等について(必読)

1. 「ふるさと選手制度」の手続きについて

- 1) 高知県内の小学校、中学校及び高等学校を卒業した県外在住者のなかで、大学生及び社会人が高知県代表として国民スポーツ大会に参加するには、「ふるさと選手制度」の手続き(登録または申請)が事前に必要となる。

※卒業校の所在地の都道府県のみが対象。(卒業していない場合は対象外)

※水泳競技に参加する成年種別の学生は、ふるさと選手制度活用による参加となる。

- 2) 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年手続きが必要になる。
- 3) 一度登録した「ふるさと」(県)は、変更できない。
- 4) 県内選考会(予選会)等へのエントリー時より、登録または申請が必要になる。

2. 手続きの書類について

- 1) 「ふるさと選手制度」を初めて活用する場合は、ふるさと登録届(様式 1—A)を県競技団体に提出しなければならない。
- 2) 一度、様式1—Aにより登録した「ふるさと選手」が、連続して国民スポーツ大会に出場する場合は、ふるさと選手制度使用申請届(様式1—B)を県競技団体に提出しなければならない。
- 3) 県競技団体は、提出されたふるさと登録届(様式1—A)またはふるさと選手制度使用申請届(様式1—B)の写しを保管し、原本を県スポーツ協会に提出しなければならない。
- 4) 書類作成にあたっては、正確に記入・確認のうえ必ず押印して提出すること。

3. 提出期日について

県競技団体は、国民スポーツ大会県内選考会(予選会)等の開催までに高知県スポーツ協会にふるさと登録届(様式1—A)またはふるさと選手制度使用申請届(様式1—B)を提出しなければならない。

【フローチャート】

